

# 増加する外国人労働者と年金 加入期間通算を含む社会保障協定の拡大を

政策調査部主席研究員

堀江奈保子

03-3591-1308

naoko.horie@mizuho-ri.co.jp

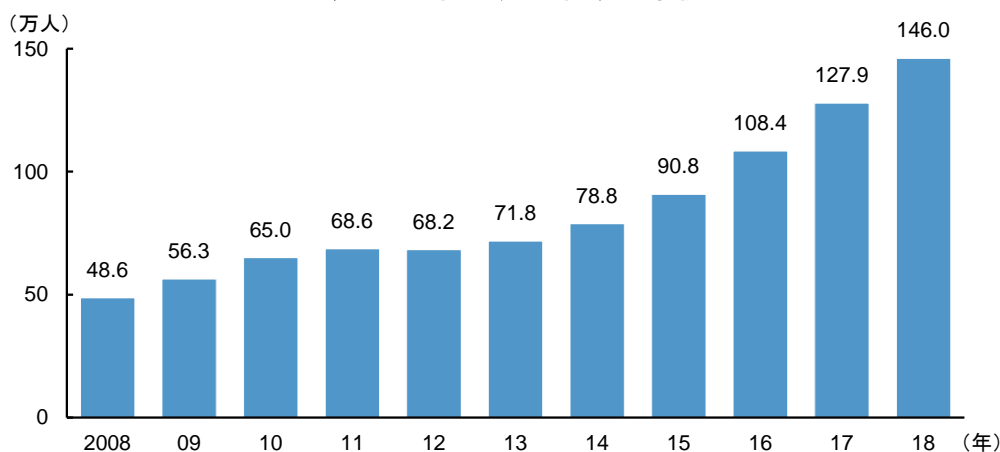
- 2018年10月末現在の外国人労働者は前年比14.2%増の146万人となった。2019年4月に新たな在留資格が創設されることから、今後もアジア諸国を中心に外国人労働者の増加が続くと見込まれる
- 我が国の社会保障制度は、国籍に関係なく、日本に居住していれば原則として日本人と同様に適用される。年金は加入期間10年未満で帰国すると、原則として受給権を得られない
- 年金加入期間通算を含む社会保障協定が締結されている相手国からの労働者は、日本の年金受給権を得やすい。日本での労働者数が多いアジア諸国との期間通算を含む社会保障協定の拡大が必要だ

人口減少等による労働力不足が業種や地域により深刻化していることから、政府は外国人材の受け入れ拡大を重点施策に位置付けた。その具体策となる出入国管理法等の改正（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律）<sup>1</sup>により、2019年4月から外国人労働者に対する新たな在留資格が二資格創設される。新資格の創設により、今後、外国人労働者のさらなる増加が見込まれ、国内の諸制度においても対応が求められるものがある。本稿では、年金を中心とする社会保障制度に着目し、今後の課題を整理したい。

## 1. 外国人労働者が急増

厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況によると、2018年10月末現在の外国人労働者数は146.0万人であり、前年比で14.2%増加した。2013年以降6年連続で増加が続いており、ここ数年で急増している（図表1）。

図表1 外国人労働者数の推移



(注) 各年10月末時点。

(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況（各年版）より、みずほ総合研究所作成

同省は、外国人労働者が増加した要因として、①政府が推進している高度外国人材や留学生の受け入れが進んでいること、②雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格者の就労が進んでいること、③技能実習制度の活用により技能実習生の受け入れが進んでいること、等が考えられると指摘している。

そして、今年4月に予定されている新たな在留資格の創設に伴う外国人労働者の受け入れ規模は5年間で最大34.5万人とされており<sup>2</sup>、今後もアジア諸国を中心に外国人労働者は更に増加する見通しである。

## 2. 外国人労働者と社会保障

外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者への社会保障の適用について注目度が高まっている。我が国の社会保障制度は、国籍に関係なく、日本国内に居住していれば原則として日本人と同様に適用される（図表2）。

図表2 社会保障の適用と負担と給付

制度	適用範囲	保険料	主な給付
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>31日以上雇用見込み</li> <li>週所定労働時間20時間以上</li> </ul>	労働者：0.3% 事業主：0.6% （一部業種を除く）	失業時の基本手当は、離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12カ月以上、特定受給資格者等（倒産・解雇等による離職者）は離職日以前1年間に同6カ月以上の場合に給付
年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金は、適用事業所に雇用され、週所定労働時間及び1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上または週所定労働時間20時間以上、勤務期間1年以上見込み、月額賃金8.8万円以上、学生以外、501人以上で適用</li> <li>厚生年金に加入しない短時間労働者等は国民年金のみに加入</li> </ul>	厚生年金保険料 18.3% （労使折半）  国民年金保険料 16,340円（月額）	保険料納付済期間が10年以上で老齢年金給付。その他、障害給付、遺族給付等がある
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険（協会けんぽ、健保組合）の加入は厚生年金と同じ</li> <li>短時間労働者等は市区町村の国民健康保険に加入</li> </ul>	保険者により異なる（協会けんぽの全国平均は10%、労使折半）	療養の給付（69歳までの医療費の自己負担割合は原則3割）、健康保険では傷病による休業中に傷病手当金等
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上</li> <li>64歳までは医療保険料と一体的に保険料を徴収</li> <li>65歳以降は市区町村が徴収</li> </ul>	保険者により異なる（協会けんぽは1.57%、労使折半）	要介護状態に応じて給付、原則本人負担1割。40～64歳は、がん（末期）等の特定疾病により要介護状態が生じた場合のみ給付
労災保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>全労働者</li> </ul>	事業の種類に応じ0.25%～8.8%（事業主負担）	業務災害や通勤災害に対して療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付等

（注）1. 保険料は2018年度のもの。協会けんぽは全国健康保険協会。

2. 厚生年金、健康保険は、日々雇い入れられる者、2カ月以内の期間を定めて使用される者、所在位置が一定しない事業所に使用される者、季節的業務（4カ月以内）に使用される者、臨時的事業の事業所（6カ月以内）に使用される者は対象外。

3. 雇用保険は64歳以上は2019年度まで保険料免除。厚生年金は70歳になるまで、国民年金は20歳から原則60歳になるまで加入。医療保険は75歳以上は後期高齢者医療制度へ加入。

（資料）厚生労働省等ホームページ等より、みずほ総合研究所作成

外国人が日本で企業に雇用された場合には、全ての労働者に労災保険が適用されるとともに、労働時間等の一定の要件を満たした労働者は、雇用保険、厚生年金、健康保険が適用される。また、40歳以上であれば介護保険も適用される。労災保険の保険料は事業主負担のみだが、雇用保険、厚生年金、健康保険の保険料は、事業主とともに労働者本人も負担する。また、短時間労働者等で厚生年金、健康保険の適用要件を満たさない労働者については、年金は国民年金のみに、医療保険は市区町村の国民健康保険に加入し、本人が保険料を負担する。

一方、給付は、雇用保険については、離職日前2年間に加入期間が通算12カ月以上、倒産や解雇等による離職の場合は離職日前1年間に同6カ月以上で失業時の給付（基本手当）が受けられる。医療、介護、労災は、加入期間に関係なく給付を受けられる。これに対して、年金は老齢年金を受けるための保険料納付済期間等が10年以上必要であり、外国人労働者が一時的に日本で就業し、10年未満で帰国した場合等には、原則として年金受給権を得られない。以下ではこの年金に着目し、現状と課題を確認する。

### 3. 外国人労働者と年金

年金制度には、老齢年金、障害年金、遺族年金があるが、老齢給付を受給するには前述の通り、保険料納付済期間や保険料免除期間等を合計した期間が10年（120月）必要である<sup>3</sup>。したがって、外国人が日本で年金制度に加入しても、10年未満で帰国する場合には、原則として年金を受給することができない。ただし、一定の要件を満たす場合には脱退一時金を受給できるほか、日本が社会保障協定を締結し加入期間の通算規定がある相手国からの労働者であれば、保険料納付済期間等が10年未満でも年金を受給することができる。

#### （1）脱退一時金

日本国籍を有しない者が、国民年金または厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合には、日本に住所を有しなくなった日から2年以内であれば脱退一時金を請求することができる。また、2017年3月以降は、転出届を市区町村に提出すれば、住民票転出（予定）日以降に日本国内での請求が可能となっている<sup>4</sup>。

ただし、脱退一時金として受給できる額は負担した保険料よりは少ない。例えば、外国人が国民年金第1号被保険者の場合で、2018年4月から2019年3月まで12カ月保険料を納付すると保険料納付総額は196,080円であるが、脱退一時金は98,040円と半分である。しかも保険料納付済期間が17カ月（保険料納付総額は277,780円）でも脱退一時金は98,040円と変わらない。保険料納付済期間が36カ月以上の場合の脱退一時金は294,120円で一律である。

また、外国人が企業に勤務して厚生年金被保険者であった場合に、同様に12カ月保険料を納付すると、月収20万円であれば保険料納付総額は439,200円で、脱退一時金は219,600円となる。厚生年金については保険料が労使折半のため、外国人本人は負担した保険料全額が脱退一時金として受給できることになるが、保険料を17カ月納付した場合でも脱退一時金は219,600円と変わらないほか、36カ月以上納付した場合には脱退一時金が増えないことから、外国人本人が負担した保険料ほど受給できない例は生じる（図表3）。

図表3 年金の脱退一時金の受給要件と金額

	支給要件	脱退一時金の額																
<b>国民年金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の第1号被保険者（任意加入被保険者も含む）期間が6カ月以上 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>保険料納付済期間の月数</td> </tr> <tr> <td>保険料4分の1免除期間の月数×4分の3</td> </tr> <tr> <td>保険料半額免除期間×2分の1</td> </tr> <tr> <td>保険料4分の3免除期間×4分の1</td> </tr> </table> </li> <li>日本国籍を有しないこと</li> <li>老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと</li> <li>国民年金の被保険者でないこと</li> </ul> <p>ただし、次のいずれかに該当の場合は脱退一時金の請求不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金の被保険者となっているとき</li> <li>日本国内に住所を有するとき</li> <li>障害基礎年金等を受けたことがあるとき</li> <li>最後に国民年金の資格を喪失した日から2年以上経過しているとき</li> </ul> <p>（ただし、資格を喪失した日に日本国内に住所を有していた人は、同日後に初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から2年を起算）</p>	保険料納付済期間の月数	保険料4分の1免除期間の月数×4分の3	保険料半額免除期間×2分の1	保険料4分の3免除期間×4分の1	<p>最後に保険料を納付した月が属する年度と保険料納付済期間による</p> <p>（例） 2018年4月から2019年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6カ月以上12カ月未満</td> <td>49,020円</td> </tr> <tr> <td>12カ月以上18カ月未満</td> <td>98,040円</td> </tr> <tr> <td>18カ月以上24カ月未満</td> <td>147,060円</td> </tr> <tr> <td>24カ月以上30カ月未満</td> <td>196,080円</td> </tr> <tr> <td>30カ月以上36カ月未満</td> <td>245,100円</td> </tr> <tr> <td>36カ月以上</td> <td>294,120円</td> </tr> </table>	6カ月以上12カ月未満	49,020円	12カ月以上18カ月未満	98,040円	18カ月以上24カ月未満	147,060円	24カ月以上30カ月未満	196,080円	30カ月以上36カ月未満	245,100円	36カ月以上	294,120円
保険料納付済期間の月数																		
保険料4分の1免除期間の月数×4分の3																		
保険料半額免除期間×2分の1																		
保険料4分の3免除期間×4分の1																		
6カ月以上12カ月未満	49,020円																	
12カ月以上18カ月未満	98,040円																	
18カ月以上24カ月未満	147,060円																	
24カ月以上30カ月未満	196,080円																	
30カ月以上36カ月未満	245,100円																	
36カ月以上	294,120円																	
<b>厚生年金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険の加入期間の合計が6カ月以上あること</li> <li>日本国籍を有しないこと</li> <li>老齢厚生年金等の受給権を満たしていないこと</li> </ul> <p>ただし、次のいずれかに該当の場合は脱退一時金の請求不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金の被保険者となっているとき</li> <li>日本国内に住所を有するとき</li> <li>障害厚生年金等を受けたことがあるとき</li> <li>最後に国民年金の資格を喪失した日から2年以上経過しているとき</li> </ul> <p>（ただし、資格を喪失した日に日本国内に住所を有していた人は、同日後に初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から2年を起算）</p>	<p>被保険者期間の平均標準報酬額 × 支給率（最終月（資格喪失日の属する月の前月）の属する年の前年10月（最終月が1～8月であれば前々年10月）の保険料率に2分の1を乗じた保険料率に以下の表の数を書けたもの）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>掛ける数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月以上12カ月未満</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>12カ月以上18カ月未満</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>18カ月以上24カ月未満</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>24カ月以上30カ月未満</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>30カ月以上36カ月未満</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>36カ月以上</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者期間	掛ける数	6カ月以上12カ月未満	6	12カ月以上18カ月未満	12	18カ月以上24カ月未満	18	24カ月以上30カ月未満	24	30カ月以上36カ月未満	30	36カ月以上	36		
被保険者期間	掛ける数																	
6カ月以上12カ月未満	6																	
12カ月以上18カ月未満	12																	
18カ月以上24カ月未満	18																	
24カ月以上30カ月未満	24																	
30カ月以上36カ月未満	30																	
36カ月以上	36																	

（注）厚生年金被保険者期間は、共済組合等の加入期間を含む。  
（資料）日本年金機構ホームページより、みずほ総合研究所作成

国民年金の脱退一時金の裁定件数をみると、2016年度で262件と少ない。また、1件当たりの平均金額は13.1万円であり、2年以内で帰国する例が多いとみられる。

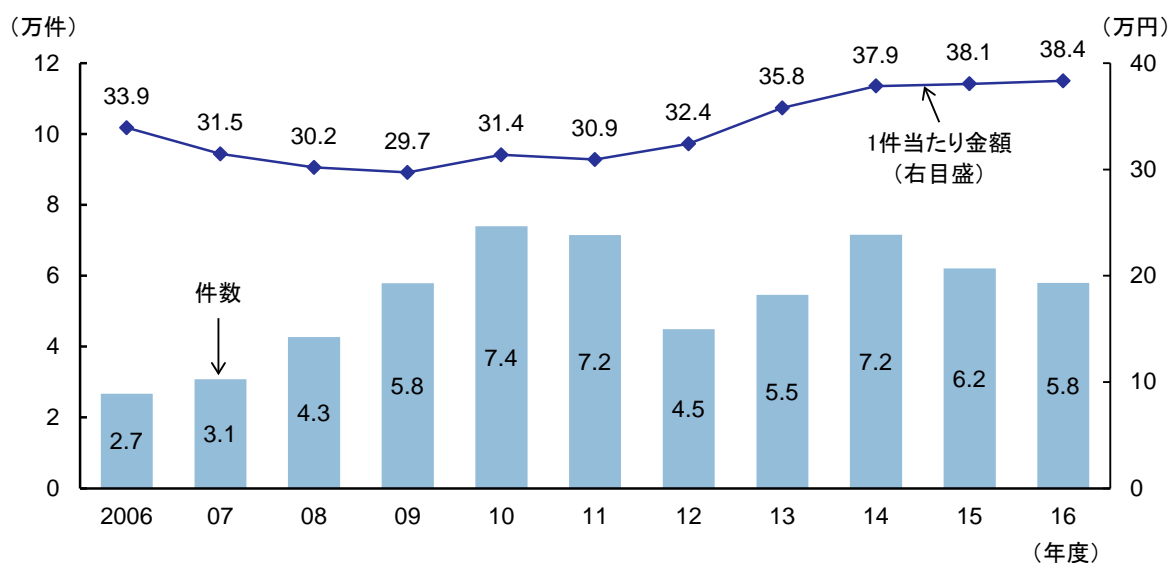
一方、厚生年金の脱退一時金の裁定件数は2016年度で5.8万件、1件当たりの平均金額は38.4万円である。また、厚生年金の脱退一時金の裁定件数は年度ごとにバラツキが見られるが、1件当たりの金額は2012年以降増え続けている（図表4）。

## （2）社会保障協定による年金加入期間の通算

国際間の人的移動が活発化するなか、年金保険料の二重負担の防止や年金受給資格の確保のために、社会保障協定の締結が進んでいる。例えば、日本企業から派遣されて海外で働く場合には、原則として働いている相手国の社会保障制度に加入する必要があるが、その間は日本の社会保障制度にも加入することから、日本と相手国の社会保障制度の保険料を二重に負担しなければならない。また、日本や相手国の年金を受給するためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならないことから、保険料の掛け捨てが生じることがある。

そこで、社会保障協定を締結することにより、①保険料の二重負担の防止のために加入すべき制度を二国間で調整する「保険料の二重負担の防止」と、②保険料の掛け捨てとならないよう日本の年金加入期間と協定を締結している相手国の年金加入期間を通算して、日本や相手国の年金を受給できるようにする「年金加入期間の通算」が可能になる。相手国により協定の内容の詳細は異なるが、①は、協定発効後は原則として就労する相手国の社会保障制度のみに加入し、5年以内の一時派遣の場合には自国の社会保障制度のみに加入する。②は、両国の年金制度への加入期間を通算して、年金を受給するために最低必要とされる期間以上であれば、それぞれの国の制度への加入期間に応じた年金がそれぞれの国の制度から受けられるようになるものである。例えば、日本の年金の受給資格期間は10年であるが、日本での年金加入期間が10年に満たなくても、日本と協定相手国の年金加入期間を通算して10年以上となれば、日本の年金を受給することができる。

図表4 厚生年金の脱退一時金裁定状況の推移



(注) 1. 厚生年金第1号被保険者（民間会社員）のもの。

2. 国民年金の脱退一時金は2016年度で262件と少なく、1件当たり金額は13.1万円。

(資料) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」（2016年度）より、みずほ総合研究所作成

日本はこれまでに21カ国と社会保障協定を署名済みであり、このうち18カ国は発効している（図表5）。

図表5 社会保障協定の締結状況

相手国	協定発効年月	年金加入 期間通算	二重加入防止の対象制度	
			日本	相手国
ドイツ	2000年2月	有	年金	年金
英国	2001年2月	無	年金	年金
韓国	2005年4月	無	年金	年金
米国	2005年10月	有	年金、医療	年金、医療
ベルギー	2007年1月	有	年金、医療	年金、医療、労災、雇用
フランス	2007年6月	有	年金、医療	年金、医療、労災
カナダ	2008年3月	有	年金	年金
オーストラリア	2009年1月	有	年金	年金
オランダ	2009年3月	有	年金、医療	年金、医療、雇用
チェコ	2009年6月	有	年金、医療	年金、医療、雇用
スペイン	2010年12月	有	年金	年金
アイルランド	2010年12月	有	年金	年金
ブラジル	2012年3月	有	年金	年金
スイス	2012年3月	有	年金、医療	年金、医療、雇用
ハンガリー	2014年1月	有	年金、医療	年金、医療、雇用
インド	2016年10月	有	年金	年金
ルクセンブルク	2017年8月	有	年金、医療	年金、医療、労災、雇用
フィリピン	2018年8月	有	年金	年金
イタリア	発効準備中	無	年金、雇用	年金、雇用
スロバキア	発効準備中	有	年金	年金、労災、雇用
中国	発効準備中	無	年金	年金
トルコ	政府間交渉中			
スウェーデン	政府間交渉中			
フィンランド	政府間交渉中			
オーストリア	予備協議中等			
ベトナム	予備協議中等			

(注) 1. 年金は公的年金制度、医療は公的医療保険制度、雇用は雇用保険制度、労災は労災保険制度。

2. カナダはケベック州年金制度を除く。

3. オーストラリアは、税を財源とする社会保障制度と保険料を財源とする退職年金保障制度があり、日本の年金制度と通算を行うオーストラリアの年金制度は社会保障制度のみ。通算を行う給付は、日本及びオーストラリアとも老齢給付に関するもののみ。チェコは、2018年8月に協定を一部改正。

4. イタリアは2009年2月、スロバキアは2017年1月、中国は2018年5月に署名。

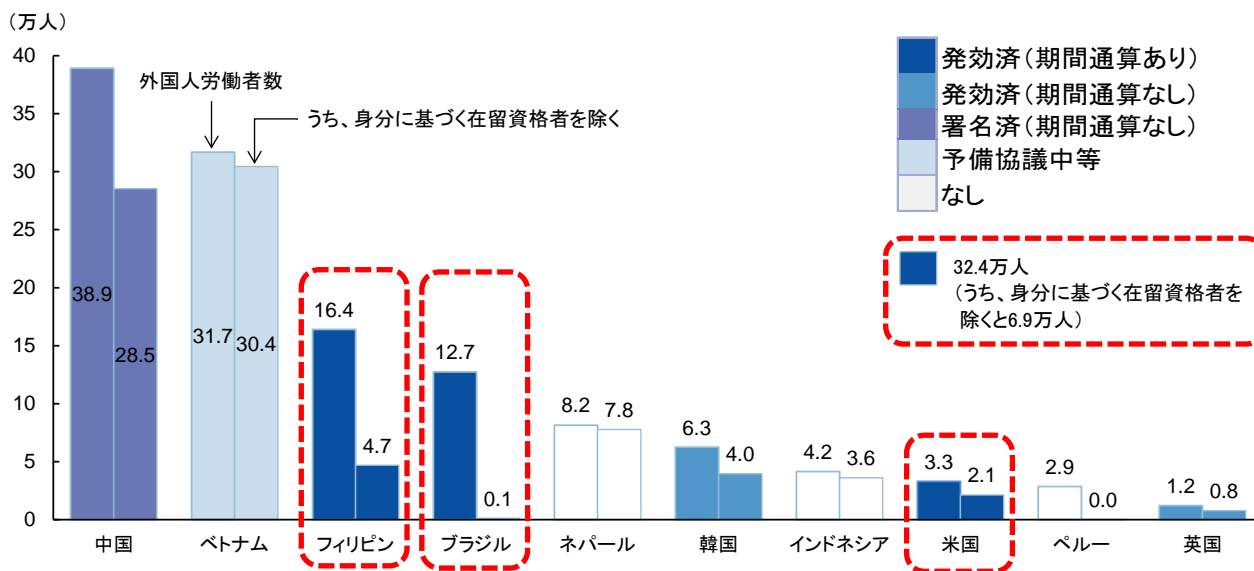
(資料) 日本年金機構ホームページ等より、みずほ総合研究所作成

相手国により、年金のほか、医療保険や雇用保険等についても保険料の二重負担防止の対象としているケースもある。また、年金については、多くの相手国で年金加入期間の通算を含む協定を締結しているものの、英国、韓国、イタリア、中国については、保険料の二重負担の防止のみとなっている。

日本と社会保障協定を締結している国は、欧米諸国が多く、今後日本での就労者が増えることが見込まれるアジア諸国で締結している国は少ない。図表6は、国籍別の外国人労働者数と、そのうち身分に基づく在留資格者（永住者、日本人の配偶者、定住者等）を除く国籍別の外国人労働者数をみたものである。身分に基づく在留資格がある外国人労働者は日本で長期間就業することが見込まれるが、それ以外の外国人労働者は日本での就業期間が短いことが多い。したがって、日本の年金の受給権を得ずに出身国に帰国する場合に、社会保障協定で年金の加入期間の通算が認められていれば、将来、日本で保険料を負担した期間に応じた年金を受給することができる。

2018年10月末時点の国籍別の外国人労働者は、中国（38.9万人）、ベトナム（31.7万人）、フィリピン（16.4万人）、ブラジル（12.7万人）、ネパール（8.2万人）、韓国（6.3万人）、インドネシア（4.2万人）、米国（3.3万人）などとなっている（図表6）。このうち、年金の加入期間通算を含む社会保障協定が発効されているのは、フィリピン、ブラジル、米国のみであり、3カ国の合計労働者数は32.4万人と、図表6で示した10カ国の労働者数合計の125.7万人の約4分の1にとどまる。また、最も多い中国は、社会保障協定が署名済であり、発効に向けて準備中であるが、年金の加入期間通算はない。次に多いベトナムは、社会保障協定の予備協議中である。さらに、中国、ベトナムともに永住者等の身分に基づく在留資格者以外が多いという特徴があり、2018年10月末時点で中国は28.5万人、ベトナムは30.4万人に上る。

図表6 国籍別の外国人労働者数と社会保障協定の締結状況



(注) 1. 中国は香港等を含む。

2. その他の国からの労働者が20.3万人。

(資料) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況 (2018年10月末) より、みずほ総合研究所作成

中国の企業から日本に派遣されている場合には、協定発効後は、派遣期間が5年以内であれば中国の年金制度のみに加入し、日本の年金制度に加入する必要はないが、今後増加が見込まれるのは日本企業に雇用される中国人とみられる。そこで、加入期間通算の規定を含む協定に改正されれば日本で働く中国人労働者の将来の日本の年金確保につながる。一方、2017年10月現在の海外在留邦人数は、米国が42.6万人と最多であるが、次に中国が12.4万人と多い<sup>5</sup>。加入期間通算を含む社会保障協定が発効すれば、日本から中国へ派遣され5年以上就業する労働者についても中国での年金受給権が生じやすくなる効果もある。

なお、日本の年金受給資格期間はかつては25年であったが、2017年8月から10年に短縮された。このため、外国人にとっても日本の年金を受給しやすくなったものの、ベトナムをはじめ、今後、日本企業に雇用される外国人が増えると見込まれる国・地域については、加入期間通算を含む社会保障協定の締結を進めていくことが求められよう。

---

<sup>1</sup> 2018年12月8日成立、12月14日公布。

<sup>2</sup> 2018年12月25日に閣議決定された「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」によると、新たな在留資格「1号特定技能外国人」は、相当程度の知識または経験を必要とする技能が求められ、在留期間は通算して5年を超えることができない。「2号特定技能外国人」は、熟練した技能が求められ、在留期間の更新に上限がなく、配偶者や子にも要件が満たされれば在留資格が付与される。外国人材を受け入れる業種は、①介護業、②ビルクリーニング業、③素形材産業、④産業機械製造業、⑤電気・電子情報関連産業、⑥建設業、⑦造船・船用工業、⑧自動車整備業、⑨航空業、⑩宿泊業、⑪農業、⑫漁業、⑬飲食料品製造業、⑭外食業、の14が指定されており、受け入れる外国人材の日本語能力水準等が定められている。同日、分野別の「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」も閣議決定されており、今後5年の各業種別の受け入れ人数の上限、技能試験の内容、外国人材が従事する業務等について定められている。14業種の受け入れ上限の合計は34万5,150人である。

<sup>3</sup> 保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年に満たない場合でも、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が10年以上である場合には、老齢年金が支給される。なお、合算対象期間とは、年金額には反映されないが受給資格期間としてみなすことができる期間であり、国民年金に任意加入しなかった期間（例えば、日本人が海外居住中に国民年金に任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間）等が該当する。

<sup>4</sup> 請求書に添付する書類として、日本国外に転出予定である旨が記載された住民票の写し、住民票の除票等、市区町村に転出届を提出したことが確認できる書類が必要。

<sup>5</sup> ベトナムは1.7万人。

---

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。